

# 社会保障制度の国際評価

## —社会権規約委員会の実行を例に—

里見佳香<sup>(1)</sup>

はじめに

いわゆる社会保障制度とは、疾病、分娩、死亡、老齡、失業その他の困窮の原因に対し、拋出制若しくは無拋出制のスキームにより経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって、すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営み得るようになるための保障そのもの又は制度をいう<sup>(2)</sup>。すなわち社会保障の目的としては、第1に国民の生活保障があげられる<sup>(3)</sup>。そして、その法的根拠は日本国憲法25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」及び同2項「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」との規定に求められる。社会保障は、人が社会の中で人間らしく生きるための権利である社会権のうち、生存権の重要な一角を成している。

しかし昨今、経済社会の変化に伴い、日本の社会保障制度は変容を続けている。国際機関からみると、日本の現行制度はいかに評価し得るだろうか。本稿はこの問題を考える手がかりとして、日本が批准する国際人権規約のうち、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下「社会権規約」又は単に「規約」と略す）の定める社会保障を取り上げ、本規約による日本の社会保障制度に対する評価を整理する。さらにこれに若干の考察を加え、今後の社会保障制度がとるべき方策を探りたい。

### 1 社会権規約と日本

社会権規約は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」と略す）」とともに1966年国連総会において採択された。両規約及びそれらの選択議定書<sup>(4)</sup>をあわせて国際人権規約というとおおり、本規約において、締約国が一致して保障すべき人権概念が定められている。国際人権規約は、国連主導により普遍的な人権の実現を目指すものである。社会権と自由権は不可分かつ相互依存的な権利であり<sup>(5)</sup>、ともに保障されるべきものである。

本稿で論ずる社会保障は、社会権規約9条で定められている。すなわち、「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」。本条は社

会保障の権利が社会権の一部を成すことを宣明しており、締約国には本規定の遵守義務が生ずる。

社会権規約締約国に課せられる一般的な義務について述べよう。締約国に対し規約上の権利を直ちに実施するために必要な立法その他の措置をとることを義務づける自由権規約に比して、社会権規約は、締約国に規約上の権利の実現を漸進的に達成するために行動をとる義務を定めるに留まる（2条1項）。しかし、社会権規約の諸規定はすべて漸進的に実施すればよいというわけではなく、即時の適用を求められるものもある。社会保障の領域において締約国に課される義務の詳細は後述する。

社会権規約の履行監視は経済的、社会的、文化的権利に関する委員会（以下「社会権規約委員会」又は単に「委員会」と略す）が担っている<sup>(6)</sup>。締約国には、本規約に認められる権利の実現のためにとった措置及びこれらの権利の実現についてもたらされた進歩に関する報告を委員会に提出する義務がある（16条）。

翻って日本に視点を移すと、日本は社会権規約と自由権規約とを共に1979年6月6日に国会承認し、同年9月21日より効力発生している。日本の社会保障制度は、伝統的な分類に従えば、主として社会保険・公的扶助・社会福祉・公衆衛生及び医療・老人保健の5部門に分けることが出来、広義ではこれらにさらに恩給や戦争犠牲者援護が加えられた体制を指す。具体的には、憲法25条の精神に基づき、医療、傷病給付、出産給付、老齢年金給付、障がい給付、遺族給付、家族給付、業務災害給付、失業給付等に関わる国内法が整備され、実際の給付が行われている。国法体系の観点から、このような日本の社会保障関連法令は条約である社会権規約の下位法となり、本規約に沿った国内法制の整備と実施が求められる。

## 2 社会権規約9条（社会保障に対する権利）の解釈

社会権規約9条の文言からは「社会保障」の示す内容が明らかでないので、社会権規約委員会による9条の解釈を整理してみよう。委員会はその「一般的意見19」<sup>(7)</sup>において「社会保障に対する権利」を採り上げている。委員会によれば、社会保障に対する権利とは、規約の権利を完全に実現する能力を奪われた環境に直面する時に、あらゆる人のために人の尊厳を保障するため最も重要なものである<sup>(8)</sup>。社会保障に対する権利は、とりわけ、(a)傷病、障がい、妊娠、業務上の負傷、失業、老齢、又は家族の死を原因とする、職業に関連する収入の不足、(b)負担することが出来ない保健へのアクセス、(c)特に子どもと扶養者のある成人に対する不十分な生活扶助からの保護を保障するために、それが現金であるか現物であるかを問わず、差別なく給付にアクセスし維持する権利を含む<sup>(9)</sup>。社会保障は、その再配分という性質を通して社会的排除を防止し、かつ、社会的一体性を促進しながら、

貧困の削減及び軽減において重要な役割を果たす<sup>(10)</sup>。そして締約国は、社会権規約2条1項に基づき、社会保障につきいかなる差別もなしにあらゆる人の権利を完全に実現するため、最大限利用可能な資源の範囲内において効果的な措置をとり、かつ、必要な場合には定期的に該措置を修正せねばならない。このような措置には次のものが含まれる。すなわち、(a) 社会保険のような、拠出制もしくは保険ベースのスキームであって、規約9条で明確に述べられているもの、(b) 普遍的な又は重点的な社会支援スキーム等の無拠出制のスキーム<sup>(11)</sup>。また、社会保障を実現する措置には、国家が主体となるものだけでなく、非国家主体によるものや、地域的な又は相互的なその他の方法も含まれる<sup>(12)</sup>。委員会の示す社会保障の対象となる分野は、(a) 保健医療、(b) 傷病、(c) 老齢、(d) 失業、(e) 業務災害、(f) 家族及び子ども支援、(g) 母性、(h) 障がい、(i) 遺族及び遺児の9つである<sup>(13)</sup>。

規約の締約国に課される一般的な法的義務をふまえて、社会保障の領域に関するそれを整理しておこう。既に述べたとおり、社会権規約に定められる権利は一般的に漸進的実現義務の下にあるが、規約は締約国に対して即時的効果をもつ諸種の義務をもまた課している。つまり締約国は、社会保障に対する権利につき、これがいかなる種類の差別もなしに行行使されることの保障(規約2条2項に基づく要請)、男女に同等の権利を確保すること(規約3条に基づく要請)、さらに11条1項(相当な生活水準についての権利)及び12条(身体及び精神の健康を享受する権利)の完全な実現に向けた措置をとる義務(規約2条1項に基づく要請)といった即時的義務をもまた負っている。また上記の措置は、意図的、具体的なものであり、かつ、社会保障に対する権利の完全な実現を目指すものでなければならないことが示されている<sup>(14)</sup>。一方、締約国の具体的義務には以下の3点がある。第1に、社会保障の権利の享受につき直接又は間接に干渉することを控えるという尊重の義務<sup>(15)</sup>、第2に、私人や企業等の第三者が社会保障の権利の享受に干渉することを防止するという保護の義務<sup>(16)</sup>、そして第3に、国内において、社会保障の権利の完全な実現のための社会保障スキームの実施を含むあらゆる必要な措置を採用するという充足の義務<sup>(17)</sup>である。締約国が上記の一般的具体的義務を果たしていることを示さない場合には規約違反となる<sup>(18)</sup>。規約違反の評価に際して、委員会は、締約国の行為が関連する権利の達成につき妥当なものであるか、又は均衡性があるか、人権及び民主主義の原則が守られているか、その履行監視や説明責任が十分であるか、といった要素を考慮する<sup>(19)</sup>。一般的意見19ではその他、本権利に関連してとられた後退的な措置の例外性<sup>(20)</sup>等が述べられている<sup>(21)</sup>。

### 3 社会権規約9条の定める社会保障に関する国家報告の概要

日本が社会権規約を批准しているため、国内の社会保障制度が規約の諸義務の下におかれることは確認した。それでは、日本の社会保障制度に対する国際評価の重要な例として、

この社会権規約に関する日本の国家報告を具体的にみてみよう。社会権規約16条は締約国に定期的な報告提出の義務を課しており、報告提出後は社会権規約委員会の審査を受ける。日本は1979年の条約批准後、1981年と2001年の2度にわたり審査を受けた。3回目の政府報告書は2006年6月までに提出を求められていたが、日本政府はそれを3年半遅れた2009年12月に提出した。2011年1月現在、第3回政府報告書に対する審査が継続中である。これらのもののうち、規約9条に関する日本政府の報告と委員会の評価をまとめる。紙幅の関係上、第1回目の国家報告の概要は省略する。

### (1) 規約9条に関する第2回国家報告

社会権規約委員会の最も新しい評価は第2回目の国家報告においてなされた。審議に際し、委員会が事前に送付した質問表に対する日本政府の回答が示された。9条に関して、特に問21、22が重要であるので概要を述べる<sup>(22)</sup>。まず問21において、義務的退職年齢があるか否か、及び退職者が彼らの年金を喪失することなく労働することができるか否かについて示せとの質問がなされ、日本政府が回答した。すなわち、日本には法令等による義務的退職年齢はないが、事業主が定年を定める場合には、60歳以上とすることが法律で義務づけられている。65歳から支給される老齢基礎年金及び老齢厚生年金については、就労に関係なく年金が支給される。60歳から64歳まで支給されている特別支給の老齢厚生年金については、本人が被保険者である場合、賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止される。また、2002年4月からは、65歳から69歳までの厚生年金の被保険者についても、賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部を支給停止する仕組みを導入することとした。ただし老齢基礎年金については全額支給する。さらに、国家公務員が原則60歳で退職後再就職した場合には、65歳から支給される退職共済年金及び60歳から64歳まで支給される特別支給の退職共済年金については、その賃金水準等に応じて年金額の全部又は一部を支給停止することとした。ただし、65歳から支給される老齢基礎年金については全額支給する。

次に、問22において、社会保障システムによってカバーされない国民又は外国人のグループがあるか否かに関する情報を提供せよ、また、パートタイム労働者の状況に関する情報を提供せよとの問いかけがなされた。これに対する日本政府の回答は以下のとおりであった。まず年金制度においては、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者はすべて国民年金の被保険者となる。医療及び介護については、不法滞在者及び旅行等による短期滞在者以外の外国人は、原則的には医療保険制度及び介護保険制度の対象となる。なお、公的医療保険制度に加入していない外国人については、1996年度に、医療機関が当該外国人から回収できない医療費用を対象に医療施設に対する補助制度を設ける等の措置

をとっている。児童手当については、日本国内に住所を有する者であれば、国籍に関わらず受給することができる。生活保護制度に関しては、その性質上、第一義的には日本国民のみを対象としているが、外国人のうち永住者、定住者等については生活保護法を準用し、日本人と同様の水準で保護を行っている。ただし、観光、留学、就学を目的として日本に滞在する外国人や、不法滞在外国人については生活保護を適用しない。パートタイム労働者についても、国籍に関わらず就労日数や就労形態に応じて、国民年金又は厚生年金が適用されており、現行の社会保障システムによりカバーされている。パートタイム労働者にかかる医療保険の適用については、その労働者の所定労働時間等が一定の基準を満たす場合、原則として被用者保険の被保険者となるが、満たされない場合は、被用者保険の被扶養者若しくは国民健康保険の被保険者となる。

これらの質疑を受けて、2001年9月24日に日本政府報告に対する最終所見が採択された。9条に関する主な所見は次のとおりである(以下要約含む)<sup>(23)</sup>。すなわち、①委員会は、受給適格年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げられることを内容とする公的年金制度に関する最近の改革の結果に懸念を有する。退職年齢と公的年金の受給適格年齢が一致しない場合、65歳より前に退職を余儀なくされる者については収入の損失が生じ得る<sup>(24)</sup>。②委員会は、最低年金制度が存在しないこと及び男女間の収入格差を永続化させる年金制度における事実上の男女不平等が存続していることにつき懸念を有する<sup>(25)</sup>。③委員会は、障がい者に対して、特に労働及び社会保障の権利に関連して、法律上や慣習上の差別が依然として存在することについて懸念をもって留意する<sup>(26)</sup>。

本最終所見に関して、日本政府はその後、「最終所見に関する締約国の意見：日本」と題した事務局ノートを提出したが、上記社会保障領域に関する部分については特段のコメントを付さなかった<sup>(27)</sup>。

## (2) 規約9条に関する第3回国家報告

日本は、2009年12月に提出した第3回政府報告書において「前回最終所見を受けての対応」として、上記3点の委員会の所見に対する以後の対応について説明した<sup>(28)</sup>。

まず、①の公的年金支給開始年齢について政府は、厚生年金につき2001年より25年かけて支給開始年齢の65歳引上げが開始したことを述べ、その理由として、2004年に成立した改正高年齢者雇用安定法等に基づく60歳定年制から65歳定年制への移行の奨励があることを述べた。また、1994年及び2000年の年金制度改正において、厚生年金における繰上げ受給制度を見直し、60歳からも年金を受給できる途を開いたこと、2004年の年金制度改正においても、高齢者の就労を阻害しない目的で、60歳台前半の在職老齢年金制度につき一律に2割支給停止する仕組みを廃止することとしたことを述べた<sup>(29)</sup>。

次に、②の最低保障年金については、2009年9月の「連立政権樹立に当たっての政策合意」において、最低保障年金を含む新たな年金制度の創設が予定されていること、また、女性と年金のあり方については、2004年の年金制度改正において、「被扶養配偶者を有する第2号被保険者が負担した保険料は夫婦が共同負担したもの」という基本的認識を法文上明らかにし、離婚時等の厚生年金分割を導入するなどの見直しを行ったことを示した<sup>(30)</sup>。

③の、障がい者理由とする差別の禁止については、特に2004年に「障がい者基本法」を改正し、法の基本的理念を明示したこと、法令における差別的な規定の廃止について障がい者にかかる欠格条項の対象となる63制度すべての見直しを行ったこと等をあげた<sup>(31)</sup>。

その他、前事項にかかる、あるいは社会保障に関する最近の改革として第3回国家報告で述べられた事項を整理する。まず年金制度については、2000年の改正において、給付水準の見直し、60歳台前半の年金の見直し及び繰上げ支給の老齢厚生年金の創設、厚生年金保険の被保険者資格の延長、国民年金免除制度の見直し、総報酬制の導入、育児休業期間中の被保険者に係る保険料徴収の特例等の改正が行われた。また、2004年の年金制度改正においては、①保険料の上限固定、②保険料水準の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みの導入、③積立金の活用、④基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ等がなされた<sup>(32)</sup>。医療保険制度については、2006年に健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、2008年4月からは、老人保健制度に代わる長寿医療制度が施行された。ここでは、医療保険の主たる健康保険と国民健康保険の詳細が述べられ、日本ではすべての国民がいずれかの公的医療保険制度に加入しているため、いつでも、どこでも、誰でも、適切な医療を受けることができる国民皆保険制度が実現していることが強調されている<sup>(33)</sup>。労働災害給付については、前回の報告後に採られた新たな措置として、定期健康診断の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目の全てにつき異常の所見が認められた場合の二次健康診断等給付が導入された<sup>(34)</sup>。その他、失業等給付の詳細や、国内人口高齢化に伴い国家予算や国民経済に占める社会保障関係費の増加等についても言及がなされた。

#### 4 日本社会保障制度の抱える問題点と課題

日本の社会保障制度に対する最新の概括的な国際評価は上記第3回国家報告の最終所見を待たねばならないが、これまで行われてきた評価を整理する中で明らかとなった日本の社会保障制度の問題点や課題がある。以下、委員会が主に取り上げてきた年金と障がい者の2点に集約して述べる。

##### (1) 年金

既述の第2回国家報告に対する委員会最終所見①及び②に該当する問題はここに入る。

委員会は、最終所見のパラグラフ 23 において最近の公的年金制度改革による受給年齢引き上げの影響を、またパラグラフ 24 において最低年金制度の不在につきそれぞれ懸念を表明した。

まず厚生年金の受給年齢引き上げについては、第 3 回政府報告書中で示されたとおり、既に段階的引き上げの実施が始まっている。2025 年度には、年金支給開始年齢は一律に 65 歳となり、64 歳までの者の年金支給額はゼロとなる。すなわち 60 歳定年制をとる職場で雇用されていた者については 65 歳になるまで無年金状態が発生するため、年金の定額部分については 60 歳からの繰上げ支給等の措置が導入されている。しかしながら、繰上げ支給を受ける場合、年金額は一生減額された固定額となる点に問題がある。そもそも老齢基礎年金の受給要件には、国民年金等に原則として 25 年以上加入し日本国内に住所を有する者という制限がある。また支給年金額は 40 年加入した場合満額となり、加入年数がそれに満たない場合は、その期間に応じて減額される。24 年 11 カ月間国民年金等の公的年金の保険料を支払い続けた者にも年金の支給がないことを考えると、かかる要件は非常に厳しい。現に、年金保険料の支払い期間が受給要件を満たさないため、年金を支払い続けても受給することができない無年金者は、2007 年の社会保険庁（当時）調査時において約 118 万人に達すると見積もられた。同様に、日本経済の停滞や年金制度に対する不信の広がり等の要因もあり、2006 年度末においては、過去 2 年間の年金未納者は約 322 万人、未加入者は約 18 万人となった。両者をあわせると約 340 万人になるが、これは公的年金加入対象者総数の 4.8% に該当する<sup>(35)</sup>。結論として、日本政府の主張する国民皆保険制度が存続しているとはいえない現状がある。委員会が懸念する無年金状態の回避は急務である。

次に、無年金問題に関連する対応策として、委員会は最低年金制度の要請を行った。本件に関して厚生労働省は、最終所見の採択前に行われた審査の過程において、最低年金制度のような無拠出制の仕組みについては、拠出制をとる現行の社会保険方式の下では実現し得ないと回答している<sup>(36)</sup>。この問題に関連して、「一般的意見 6」において社会権規約委員会が述べた箇所を引用する。「…規約 9 条の規定を完全に実施するためには、締約国は、国内法で定められた年齢に達した時に、有資格者となるための納入金支払期間を完了しておらず老齢年金又はその他の社会保障給付もしくは援助を受ける資格がなくかつ他の収入源がないすべての高齢者のために、利用可能な資源の範囲で、納入金によらない老齢給付及びその他の援助を与えるべきである。」<sup>(37)</sup>。規約の基本的要請に一致しない日本の年金制度につき抜本的な改革が望まれる。また年金制度に事実上の男女格差があることについても懸念が表明された。既に述べたとおり、規約 3 条の定める男女同等の権利には、その完全な実現のため行動をとる即時的義務がある。

## (2) 障がい者

社会権規約委員会は、特に障がい者に対して様々な社会権の保障が及んでいないことを懸念している。日本では、20歳以上の障がい者に対しては障害年金が支給されているが、その支給要件として、年金に加入中の病気や傷病等が原因で障がいを有すること、及び障がい発生までの被保険者期間中に原則として被保険者期間の3分の1以上の保険料の未納がなかったことが要請される。第2回国家報告においてカウンターレポートを提出したNGO「DPI・障がい者インターナショナル」も指摘するとおり、このような厳格な支給要件の下で、障害年金を受け取ることができず、無年金状態にある障がい者が多数存在する。障がい基礎年金を受給できる重度障がい者は全障がい者の30%程度でしかなく、また受給者のうち80%以上が生活保護の最低生活基準以下の年金額しか受給できていないという指摘がある<sup>(38)</sup>。これは、締結国が社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認めることを定める規約9条に照らすと問題がある。政府は、日本の公的年金制度は一定の要件を満たす者に対して障がい等の保険事故が発生した場合に給付を行ういわゆる社会保険方式をとっているため、障害年金はすべての障がい者に対して給付を行う制度ではないと説明する<sup>(39)</sup>。したがって、障害年金を受給できず、就労が困難な障がい者は、結果的に生活保護に頼らざるを得ない現況がある。経済情勢の停滞により日本の生活保護受給世帯数は年々増加の途を辿っており、平成20年度には13,785,189世帯となった<sup>(40)</sup>。生活保護受給制度の厳格運用が指摘される中、障害年金や生活保護を受給できない障がい者および受給しても最低限度の生活を送ることができていない障がい者に対する規約9条に基づく保障が要請される。

その他、第2回政府報告審査の過程では、障がい者の最低賃金法の適用除外に関する質疑応答が行われた。すなわち、最低賃金法7条1項に基づき、都道府県労働局長の許可を得ることを条件として、精神又は身体の障がいにより著しく労働能力の低い者の、最低賃金を下回る賃金による労働が個別的に認められている<sup>(41)</sup>。厚生労働省はこのような労働の正当性について、精神又は身体の障がいにより著しく労働力の低い障がい者の雇用機会を確保するためであると説明した<sup>(42)</sup>。障がい者に対する労働基準における異なる待遇は、社会権規約2条2項の無差別規定に違反する可能性がある。さらに、政府の上記答弁は、最低賃金法1条の定める本法の目的「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」とも相違するようと思われる。社会権規約の保障の下、労働力の搾取すなわち人権侵害のおそれのある国内法規定はあらためられるべきである。

## おわりに

本年1月、政府は社会保障と税の一体改革に向けて社会保障制度改革等に関する超党派協議を呼びかけることを確認し、改革案を6月にまとめる方針を正式に決定した。日本の社会保障制度は未だ改革の只中にある。

なお、外務省 HP では、「国際人権に対する日本政府の姿勢」として、日本の外交政策についての基本的立場が述べられている。すなわち日本は人権外交を行い、人権分野における取り組みを強化してゆく<sup>(43)</sup>。具体的には、「日本の基本的立場2」に以下の記述がある。「国際社会の人権問題に対処するにあたっては、我が国は以下の諸点が重要であると考えています。(1)すべての人権及び基本的自由は普遍的価値である。また、各国の人権状況は国際社会の正当な関心事項であって、かかる関心は内政干渉と捉えるべきではないこと。(2)人権保護の達成方法や速度に違いはあっても、文化や伝統、政治経済体制、社会経済的発展段階の如何に関わらず、人権は尊重されるべきものであり、その擁護は全ての国家の最も基本的な責務であること。(3)市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利等すべての人権は不可分、相互依存的かつ相互補完的であり、あらゆる人権・権利をバランス良く擁護・促進する必要があること。」<sup>(44)</sup>。外務省が「我が国を含む国際社会」と記しているように、これらの責務と必要は当然日本に及ぶ。つまり、政府が自ら宣明するとおり、文化や政治経済体制の内訳にかかわらず、人権の保障は国家の最も基本的な責務なのである。

1948年の世界人権宣言において既に、社会保障が人権であることが認められた。すなわち、同22条は「すべての者は、社会の構成員として、社会保障についての権利を有し」と述べ、同25条1項は、「すべての者は、自己及びその家族の健康及び福祉のための相当な生活水準（食糧、衣類、住居及び医療ならびに必要な社会的役務を含む）についての権利、ならびに失業、疾病、障がい、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合に保障を受ける権利を有する」ことを定める<sup>(45)</sup>。社会保障は基本的人権であり、社会的団結を創出するための基本的な手段である<sup>(46)</sup>。日本の社会保障制度がこのような国際法の精神に則り、社会権規約の要請に沿うかたちで改善をみてゆくか。政府が社会保障の向上に資した積極的な側面は評価しつつ、今後の動向を注視したい。

## 註

- (1) さとみ・よしか (新潟大学、大阪国際大学、大阪産業大学、新潟青陵大学、近畿大学豊岡短期大学、新潟青陵大学短期大学部、新潟職業能力開発短期大学校、国際こども・福祉カレッジ非常勤講師、敬和学園大学人文社会科学研究所客員研究員)
- (2) 社会保障制度審議会、「社会保障制度に関する勧告」、1950年を参考にした。
- (3) 加藤智章、菊池馨実、倉田聡、前田雅子著、『社会保障法 (第4版)』、有斐閣、6頁、2009年。
- (4) 自由権規約については個人通報の手続を定める第一選択議定書及び死刑廃止を定める第二選択議定書が、社会権規約については個人通報の手続を定める選択議定書が採択されている。なお社会権規約選択議定書は2011年1月29日現在未発効である。本議定書の採択については以下の論文が詳しい。渡辺豊、「社会権規約選択議定書の採択」、『法政理論』第42巻3・4号、2010年。
- (5) UN「人権及び基本的自由の効果的な享受を改善するための国連体制内の新たなアプローチと手段」、国連総会決議32/130,(1977)
- (6) See, *Economic and Social Council (hereafter ECOSOC)*, Resolution 1985/17.
- (7) UN Doc. E/C.12/GC/19, 2007. なお、本意見の日本語訳については、日本弁護士連合会 HP に掲載されている川本紀美子氏の訳を参考にした。参照 URL は以下のとおり。  
[http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/19.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/19.pdf)  
(2011年1月29日最終アクセス)
- (8) *Ibid.*, para. 1.
- (9) *Ibid.*, para. 2.
- (10) *Ibid.*, para. 3.
- (11) *Ibid.*, para. 4.
- (12) *Ibid.*, para. 5.
- (13) *Ibid.*, para. 12.
- (14) *Ibid.*, para. 40.
- (15) *Ibid.*, para. 44.
- (16) *Ibid.*, paras. 45-46.
- (17) *Ibid.*, paras. 47-51.
- (18) *Ibid.*, paras. 62-63.
- (19) *Ibid.*, paras. 62-63.
- (20) *Ibid.*, para. 42.
- (21) なお、規約の実施に際し締約国に課される義務については以下の論文が詳しい。申恵丰、「社会権規約の実施における国家の義務—『人権』としての社会権が意味するもの」、『アジア・太平洋地域における社会権規約の履行と課題』、現代人文社、pp.8-31、2000年。
- (22) 外務省 HP 掲載の仮訳を参考にした。参考 URL:  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/kaito/index.html> (2011年1月28日最終アクセス)
- (23) ECOSOC, E/1990/6/Add.21, 2001. なお最終所見の日本語訳については外務省 HP 掲載の仮訳を参考にした。参考 URL:  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/kenkai.html> (2011年1月31日最終アクセス)
- (24) *Ibid.*, para. 23.
- (25) *Ibid.*, para. 24.
- (26) *Ibid.*, para. 25.
- (27) See, ECOSOC, E/C.12/2002/12, 2002.

- (28) 外務省、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 第16条及び第17条に基づく第3回政府報告（和文）2009年」。参照 URL:  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/2b1\\_003.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/pdfs/2b1_003.pdf) (2011年1月29日最終アクセス)
- (29) *Ibid.*, 「パラグラフ 50」, p.20.
- (30) *Ibid.*, 「パラグラフ 51」, p.20.
- (31) *Ibid.*, 「パラグラフ 52」, pp.20-21.
- (32) *Ibid.*, 第9条1.-(2), p.44.
- (33) *Ibid.*, pp.44-47.
- (34) *Ibid.*, 第9条5.-(2), p.49.
- (35) 厚生労働省社会保障審議会、「第8回社会保障審議会年金部会平成20年5月20日参考資料2-1」、参照 URL: <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0520-7f.pdf>
- (36) 社会権規約 NGO レポート連絡会議編、「社会権規約委員会日本報告審査全記録」、『国際社会から見た日本の社会権』、現代人文社、para. 220, 2002年。
- (37) 申恵丰、「『経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会』の一般的意見(2)」、『青山法学論集』第40巻第3・4合併号、para. 30, 1999年。
- (38) DPI 日本会議 HP より。  
参照 URL: [http://dpi.cocolog-nifty.com/vooo/r\\_to\\_un0108.html](http://dpi.cocolog-nifty.com/vooo/r_to_un0108.html) (2011年2月1日最終アクセス)
- (39) 前掲「社会権規約委員会日本報告審査全記録」、para. 219.
- (40) 国立社会保障・人口問題研究所統計資料より。  
参照 URL: <http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp> (2011年1月31日最終アクセス)
- (41) 昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号。
- (42) 前掲「社会権規約委員会日本報告審査全記録」、para. 209.
- (43) 外務省 HP より。参照 URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html> (2011年2月1日最終アクセス)
- (44) *Ibid.*
- (45) 世界人権宣言の条文の日本語訳については以下の条約集を参考にした。松井芳郎編集代表、『ベーシック条約集2009』、東信堂、2009年。
- (46) 国際労働会議89会期、「社会保障に関する社会保障委員会報告、決議及び決定」、2001年。